

令和4年10月26日開催

新庄市農業委員会第29回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄農業委員会総会（令和4年10月）議事録

1. 開催日時 令和4年10月26日（水）午前10時
2. 開催場所 新庄市民プラザ
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	3番 清水 哲夫
4番 間 真一	5番 田宮 成彦
6番 丹 茂	7番 星川 豊
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
12番 三原 康志	14番 森 良一
15番 星川 吉和	16番 下山 秀一
17番 星川 秀男	18番 佐藤 喜代志
19番 早坂 浩樹	
4. 欠席した委員（2名）

2番 笹 行也	13番 高山 光弥
---------	-----------
5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 99 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 100 号 農地法第4条許可に係る事業計画の変更申請について
- 日程第 4 議案第 101 号 農地法第4条第8項の規定による協議に対する意見について
- 日程第 5 議案第 102 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 103 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議案第 104 号 非農地証明願について
- 日程第 8 報告第 79 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 9 報告第 80 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 10 報告第 81 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 11 報告第 82 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について日程

6. 出席した事務局職員

事務局長	横山 浩	総務主査	鏡 彰広
主任	庭崎 佳子	主 事	結城 美緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和4年度新庄市農業委員会第29回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は17名です。欠席通告者は、2番笹行也委員、13番高山光弥委員の2名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第29回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に14番森良一委員と19番早坂浩樹委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の庭崎佳子さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第99号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第99号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区2件、萩野地区2件、八向地区2件、計6件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、10月20日に調査確認いたしました。双方合意のものであり、問題なしと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区2番につきまして、10月15日に調査確認いたしました。以前より譲受人が耕作している農地に譲渡人の農地が含まれており、譲渡人に後継者がいないため農地を贈与することになったとのことです。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区1番につきまして、10月16日に調査確認いたしました。同一世帯内の貸借で、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区2番につきまして、10月18日に調査確認いたしました。この農地は転作田であり、借人は営農計画書も提出しており、今後農業を頑張りたいとのことでした。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、10月14日に調査確認いたしました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、10月14日に調査確認いたしました。以前に農地を売買した際に、この農地だけ登記されていなかったため贈与することです。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第99号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第99号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第100号農地法第4条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第100号農地法第4条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

新庄地区1番につきまして、10月16日に調査確認しました。事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第100号農地法第4条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第100号農地法第4条許可に係る事業計画の変更

申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第101号農地法第4条第8項の規定による協議に対する意見についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第101号農地法第4条第8項の規定による協議に対する意見について、稲舟地区1件をご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、9月20日に調査確認しました。前回の総会で承認された議案第97号農地法第4条第8項の規定による協議に係る事前調整申出に対する意見についての土地であり、事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第101号農地法第4条第8項の規定による協議に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第101号農地法第4条第8項の規定による協議に

対する意見については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第102号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第102号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、萩野地区1件、計2件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

新庄地区1番につきまして、10月16日に調査確認しました。議案100号農地法第4条許可に係る事業計画の変更申請についての関連であり、事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

萩野地区1番につきまして、10月16日に調査確認いたしました。事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第102号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第102号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第103号農用地利用集積計画についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第103号農用地利用集積計画について、新庄地区7件、萩野地区13件、計20件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転1件、賃借権設定の新規19件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第103号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第103号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第7、議案第104号非農地証明願についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第104号非農地証明願について、新庄地区6件、稲舟地区6件、萩野地区3件、八向地区2件、計17件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいま事務局より説明がございましたが、本案件は昨年実施された農地パトロール、遊休農地の利用意向調査の結果に基づき、本年の農地パトロールにおいて再度、現地確認しております。各担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

<「なし」という者あり>

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった新庄地区6件、稲舟地区6件、萩野地区3件、八向地区2件、計17件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第104号非農地証明願については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第104号非農地証明願については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第8、報告第79号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第79号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区7件、稲舟地区1件、計8件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第79号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第79号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第80号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第80号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件、萩野地区2件、計3件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第80号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第80号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第81号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第81号農業振興地域整備計画の変更について、稲舟地区1件を議案書に基づきご

報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第81号農業振興地域整備計画の変更について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第81号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第11、報告第82号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第82号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第82号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第82号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第29回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和4年10月26日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 森 良 一

議事録署名委員 早 坂 浩 樹